

第 56 期 滋賀地方最低賃金審議会
令和 5 年度 第 3 回滋賀県最低賃金専門部会
議事録

開催日時	令和 5 年 8 月 4 日（金） 9 時 21 分～11 時 50 分
開催場所	滋賀労働局 共用会議室
出席状況	公益代表委員 3 人（定数 3 人） 労働者代表委員 3 人（定数 3 人） 使用者代表委員 2 人（定数 3 人） 事務局 4 人
出席者	公益代表委員 石井利江子 木下康代 平井建志 労働者代表委員 池内正博 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 西田保夫 水野 透 事務局 中井労働基準部長、口賃金室長 辰已賃金指導官、浜口労働基準監督官
主要議題	・滋賀県最低賃金の改正決定について
議事録	別紙のとおり

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、第3回滋賀県最低賃金専門部会を開催いたします。

現在の委員の皆様の出席状況は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の計8名のご出席をいただいております。

したがって、最低賃金審議会令第6条第6項の準用規定による同法第5条第2項の規定に基づき、3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立をしていることを報告いたします。なお、使用者側代表の川口委員は事前の連絡によりご欠席です。

本専門部会は、第1回本審でも確認したとおり滋賀地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第1項「ただし書」により、公労使の三者協議の場のみ、「公開」といたします。さらに、同規程第8条第2項及び第3項により、その「議事録」、「議事要旨」についてもホームページで公開することとなります。

よって、同運営規程第7条第1項の規程により傍聴の申込みを受け付けたところ、傍聴を希望される方が2名おられましたので、本日、傍聴されていることをご報告いたします。傍聴人の皆様には、お渡ししております「審議会傍聴に当たっての留意事項」に従っていただきますようお願いいたします。

それでは部会長、これからの進行をよろしく願いいたします。

○部会長

はい。みなさん、おはようございます。

本日は、基本的に最後の専門部会となっております。

これから労使それぞれとの個別協議を行い、金額を詰めていきたいと思っております。

今回も労働者側から協議を始めたいと思っております。労働者側は協議にあたってどれくらいの時間が必要でしょうか。

○労働者代表委員

15分お願いします。

○部会長

9時40分からということによろしいでしょうか。

○労働者代表委員

はい。

○部会長

はい。では、個別協議を9時40分から行います。

事務局から控え室について説明をお願いします。

○事務局（室長）

本日の待機していただく部屋も昨日と同じく、労働者側は「4階：TV会議室」、使用者側は「5階：労働基準部長室」を用意しております。

労働者側の皆様は、辰巳指導官が、使用者側の皆様は、浜口監督官がご案内いたします。また、傍聴の方につきましては「4階：相談室」を用意しておりますので、私がお案内いたします。

それでは、移動をお願いいたします。

〔労使それぞれに分かれて検討〕

〔個別協議の実施〕

〔専門部会の再開〕

○部会長

それでは専門部会を再開いたします。

傍聴の方、お待たせしまして申し訳ございませんでした。

これまで、労使各側と個別協議を重ねてまいりましたが、残念ながら、労使の意見の隔たりが埋まらず、金額の一致には至りませんでした。

したがって、採決をしたいと思います。

事務局は、現在の委員の出欠状況を確認してください。

○事務局（室長）

はい。現在の委員の皆様の出席状況は、公益代表委員は、部会長を含め3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員2名の計8名のご出席です。3分の2以上の出席となりますので、本専門部会が有効に成立していることを報告いたします。

○部会長

はい。それでは、採決にまいります。

滋賀県最低賃金を「時間額967円。40円の引き上げ。」としてよろしいか、採決をしたいと思います。

賛成の方、挙手願います。

挙手：6人。

それでは、反対の方、挙手願います。

挙手：1人。

賛成6人、反対1人と、賛成多数となりました。

したがって、滋賀県最低賃金は、「時間額967円。40円の引き上げ。」として、滋賀地方最低賃金審議会に報告することといたします。

続きまして、附帯決議の有無についてお伺いしますが、附帯決議を今年度も加えるということについて、労働者側いかがでしょうか。

○労働者代表委員

はい。

○部会長

使用者側いかがでしょうか。

○使用者代表委員

お願いいたします。

○部会長

では、附帯決議の内容をまとめて申し上げます。

中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。

業務改善助成金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を要望する。

中小企業等の慢性的な人材不足の中、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることのないよう、法整備等の国の対応策を早急に講じるよう要望する。

という3点でございます。

よろしいでしょうか。

労働者側よろしいでしょうか。

○労働者代表委員

はい。

○部会長

使用者側よろしいでしょうか。

○使用者代表委員

はい。

○部会長

それでは、繰り返しになりますが改めて附帯決議の内容を読み上げます。

中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。

業務改善助成金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を要望する。

中小企業等の慢性的な人材不足の中、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることのないよう、法整備等の国の対応策を早急に講じるよう要望する。

を、附帯決議といたします。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局は、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を作成してください。

どれくらいの時間的に必要でしょうか。

○事務局（室長）

15分程度いただけますでしょうか。

○部会長

はい。わかりました。

それでは、11時45分まで、休会といたします。

よろしく願いいたします。

〔休会〕

〔専門部会報告案配布〕

〔専門部会の再開〕

○部会長

それでは再開いたします。

事務局は、「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を朗読してください。

○事務局（指導官）

はい。それでは、専門部会報告書(案)について朗読させていただきます。

なお、朗読に際しまして、別紙1につきましては、金額及び効力発生の日のみとさせていただきます、別紙2については、内容を省略させていただきます。

それでは読み上げます。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和5年7月5日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和3年10月1日発効の滋賀県最低賃金(時間額896円)は令和3年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを要望する。

中小企業、小規模事業者に対し、適切な価格転嫁が進む環境と各種支援策の拡充を早急に対応することを要望する。

業務改善助成金等について、対象となる事業所の拡大とともに、小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性のある支援の拡充を要望する。

中小企業等の慢性的な人材不足の中、いわゆる「年収の壁」を踏まえて就業調整が行われることのないよう、法整備等の国の対応策を早急に講じるよう要望する。

おって、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである(読み上げを省略)。

別紙1

4 前号の労働者に係る最低賃金額最低賃金額 1時間967円

効力発生の日 法定どおり

以上でございます。

○部会長

はい。ただ今の「滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書(案)」について、ご質問等ございますか。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

はい。無いようでしたら、これを滋賀地方最低賃金審議会に報告いたしますので(案)を取って、日付欄に本日の日付を入れてください。

最後に、議題(2)「その他」として皆様から何かありますか。

○全委員

〔意見等上がらず〕

○部会長

はい。

事務局から連絡等ありますか。

○事務局(室長)

はい。

本日、専門部会は結審しましたので、予備日の専門部会である8月7日(月)午前中は、中止といたします。

次回は、第3回滋賀地方最低賃金審議会で、8月7日(月)、午後3時30分からこの会場で開催いたしますので、ご出席よろしく申し上げます。

当日は、マスコミ取材を予定しており、既に数社のマスコミから撮影の申し込みを受け付けております。ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

○部会長

はい。

委員の皆様には、部会運営にご協力いただきましたことに感謝申し上げます。

それでは、第3回滋賀県最低賃金専門部会は、終了いたします。

お疲れ様でした。